

青森市八甲田ふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

青森市八甲田ふれあい施設（以下「青森市八甲田憩いの牧場」という。）の指定管理者については、青森市営共同牧野とグルーピングし、令和 7 年 8 月に募集したところ応募がなかった。このため、現在の指定管理者の意見やこれまでの決算等の状況を踏まえ、人件費など指定管理料基準額を見直し、同年 10 月に再募集したが応募はなかった。

この結果を受け、当該施設の利用に影響が生じないように、令和 8 年度から市直営と管理業務委託の組み合わせにより施設管理・運営する方向で、準備を進めてきた。

現行条例では、当該施設の管理を行うことができる者は「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき市長が指定するもの」に限られているため、直営で管理が行えるよう、条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 第 7 条関係（利用料金等）

「八甲田憩いの牧場の管理を指定管理者に行わせる場合」には、利用者から利用料金を徴収する旨を規定。（従前は徴収する場合の限定なし）

(2) 第 12 条関係（指定管理者による管理）

八甲田憩いの牧場について、指定管理者による管理を行うことが「できる」旨を規定。（従前は指定管理者による管理を行う旨を規定）

(3) 第 16 条関係（準用規定）

利用料金の徴収及び免除並びに原状回復の規定について、市長が八甲田憩いの牧場の管理を行う場合に準用する旨を新たに設ける。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。